

議案第3号

議案「指定管理者の指定について」に対する意見について

議案「指定管理者の指定について」に対する意見について、別紙のとおり定める。

平成21年11月18日

沖縄県教育委員会

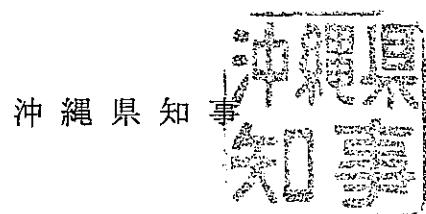
(別紙)

議案「指定管理者の指定について」に対する意見

議案「指定管理者の指定について」については、異議ありません。

教生第1156号
平成21年11月18日

沖縄県教育委員会委員長 殿



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」について、貴委員会の意見を求めます。

乙第　　号議案

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公 の 施 設 の 名 称　沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者となる団体　那覇市東町23番地5
　　　　　　　　　　　学校法人K B C学園
- 3 指 定 の 期 間　平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

平成21年　月　日提出

沖縄県知事　仲井眞弘多

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

指定管理者の指定について

2 議案提出の必要性

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないため。

3 議案の概要

地方自治法第244条の2第6項の規定により沖縄県立青少年の家の指定管理者及び指定の期間を定める。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第49号）第7条

5 関係各課との調整状況

管理に要する費用の上限額については、財政課と調整済み

6 添付資料

(1) 地方自治法第244条の2

(2) 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条